

○経済産業省告示第 号

情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三十条第一項の規定に基づき、情報処理システムの運用及び管理に関する指針（令和二年五月経済産業省告示第百十号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第二 情報処理システムの運用及び管理を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項</p> <p>事業者は、情報処理システムの運用及び管理を適切に行うため、戦略の推進に必要な組織を構築</p>	<p>第二 情報処理システムの運用及び管理を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項</p> <p>事業者は、情報処理システムの運用及び管理を適切に行うため、戦略の推進に必要な組織を構築</p>

---

するとともに、組織の設計及び運営の在り方について、ステークホルダーに示すべきである。その際、戦略の推進に必要な人材の育成及び確保並びに外部組織との関係構築及び協業についても、重要な要素として考慮すべきである。

特に、データ連携システム（情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第二百二号）第四十一条第二号イ(2)に規定するデータ連携システムをいう。以下同じ。）の運用及び管理に当たっては、事業者の経営状況又は技術的要因によってデータ連携システムを通じたデータの流通の安定性が損なわれないように、経営基盤や技術基盤の安定性並びに当該データ連携システム

---

するとともに、組織の設計及び運営の在り方について、ステークホルダーに示すべきである。その際、戦略の推進に必要な人材の育成及び確保並びに外部組織との関係構築及び協業についても、重要な要素として考慮すべきである。

---

の運用及び管理が終了した場合の代替可能性を確保し、それらを当該データ連携システムの利用者（以下単に「利用者」という。）等のステークホルダーに示すべきである。

第三 情報処理システムの運用及び管理に係る具体的な方法に関する事項

事業者は、情報処理システムの運用及び管理に係る具体的な方法として、情報処理システムやデジタル技術の活用のための環境整備に向けたプロジェクトやそのマネジメント手法等を明確化し、ステークホルダーに示すべきである。

特に、データ連携システムの運用及び管理にあたっては、次に掲げる事項にも取り組むべきであ

---

第三 情報処理システムの運用及び管理に係る具体的な方法に関する事項

事業者は、情報処理システムの運用及び管理に係る具体的な方法として、情報処理システムやデジタル技術の活用のための環境整備に向けたプロジェクトやそのマネジメント手法等を明確化し、ステークホルダーに示すべきである。

---

る。

一 利用者がデータ連携システムを通じたデータ流通を安心して行うことができるように、データ連携システムで扱うデータの管理に関する事項を定めた上で、取引条件としてステークホルダーに示すこと。

〔新設〕

二 データ連携システムを通じたデータ流通が安全な環境で行われるように、データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置を継続的に講ずること。

〔新設〕

三 データ連携システムにおける安全かつ安定したデータ流通を妨げるおそれのある情報処理システムが当該データ連携システムに接続

〔新設〕

することのないように、データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性が確保されていることを確認するために必要な措置を継続的に講じること。

四 データ連携システムが備える機能が他のデータ連携システムとの相互の連携を妨げるものとならないように、当該データ連携システムが準拠する基準を公表するとともに、基準を遵守している状態を保つこと。

備考 表中の「」は注記である。

〔新設〕

附 則

この告示は、令和六年四月十二日から施行する。